

津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金 Q&A集

Q 1. 住宅の持ち主ではありませんが、申請は可能ですか。

A 対象設備を設置する住宅を所有し、その住宅に居住する方でないと、申請することはできません。

Q 2. 余剰電力の売電はできますか。

A 固定価格買取制度（F I T制度）及びF I P制度の認定を受けての売電はできませんが、電力会社との相対契約による売電は可能です。

Q 3. 国やその他地方公共団体の補助金制度と併用して申請はできますか。

A 本補助金の対象設備に対し、併用して他の補助金を利用することはできません。ただし、本補助金の対象設備が他の補助金等の対象設備となっておらず、かつ本補助金の対象設備の経費と、他の補助金の対象となっている別の設備の経費が明確に区分されている場合は、補助の対象とすることが可能です。

【例】 「住宅本体」の新築に合わせて「太陽光発電設備」を設置し、「住宅本体」が補助対象となっている国の補助金等を受けた。「住宅本体工事」と「太陽光発電設備設置工事」を合わせて一つの契約としたが、内訳書等で「住宅本体工事」と「太陽光発電設備設置工事」の経費の区分が明らかになっている。 ⇒ 交付の対象となります。

※ ただし、他の補助金においても本補助金の対象設備の経費が補助対象に含まれていないことを必ず確認してください。

Q 4. 併用住宅（店舗兼住宅）は対象となりますか。

A 太陽光発電設備で発電された電力が申請者自身の住宅（居所）のみに供給されていることが明らかな場合のみ、交付の対象となります。

自家消費割合の報告時には、モニター等で住宅のみに供給されていることが確認できる書類を求めます。

Q 5. 共同住宅は対象となりますか。

A 申請者が共同住宅を所有し、居住しており、かつ太陽光発電設備で発電された電力が他の居住者や共用部に供給されず、申請者自身の住宅（居所）のみに供給されていることが明らかな場合のみ、交付の対象となります。

自家消費割合の報告時には、モニター等で住宅のみに供給されていることが確認できる書類を求めます。

Q 6. 工事請負契約を既に締結してしまいましたが、対象となりますか。
A 交付決定前に工事請負契約を締結したものは、交付の対象となりません。 必ず交付決定通知書を受理してから契約を締結してください。
Q 7. 既設の太陽光発電設備等に増設する設備は対象となりますか。
A 交付の対象となりません。
Q 8. 今まで設置していた太陽光発電設備等の買替えて設置する設備は対象となりますか。
A 交付の対象となりません。
Q 9. 倉庫等の屋根に設置する場合は対象となりますか。
A 住宅の屋根に設置することが原則ですが、対象設備を設置する住宅の敷地内にある倉庫等の屋根への設置も対象とします。ただし、発電した電力を住宅で使用する配線になっている必要があります。 また、倉庫等の耐用年数が対象設備の耐用年数未満でないことを必ず確認してください。 添付書類として、交付申請時には対象設備から住宅に送電されていることが分かる配電図を、実績報告時には配線が住宅に引き込まれていることが分かる写真を求めます。
Q10. 工事の完了が2月以降になりそうです。申請できますか。
A 申請できません。必ず1月末までに工事を完了させ、設備の引渡しと支払いを済ませたうえで、実績報告書を提出する必要があります。
Q11. 既に太陽光発電設備を設置しており、これから蓄電池を新たに設置しようと考えています。補助の対象となりますか。
A 対象となりません。蓄電池は、本事業で導入する太陽光発電設備の附帯設備として同時に導入する必要があります。
Q12. 最大出力が12kWの太陽光発電設備を設置しようと考えていますが、対象となりますか。
A 対象となりますが、補助金額は10kW相当額までです。補助金額算出シートの記載に従って補助金額を正確に算出してください。
Q13. 定格容量が12kWhの蓄電池を設置しようと考えていますが、対象となりますか。
A 対象となりますが、補助金額は10kWh相当額までです。補助金額算出シートの記載に従って補助金額を正確に算出してください。

Q14. 設備設置後、法定耐用年数を経過していませんが、対象設備の処分は可能ですか。

A 法定耐用年数（太陽光発電設備：17年、蓄電池：6年）の期間内での財産処分については、事前に「財産処分等承認申請書」を提出し、津市の承認を得る必要があります。また、その場合には補助金の返還を求める場合があります。

Q15. 現在は市外に住んでいますが、津市に転居し、住宅に太陽光発電設備を設置する予定です。交付の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、実績報告書を提出する時点で対象となる住宅の住所で住民票が登録されている必要があります。

Q16. 太陽光発電設備付きの建売住宅は交付の対象となりますか。

A 対象となりません。ただし、太陽光発電設備が設置されていない建売住宅に申請者が新たに太陽光発電設備を設置する場合は、対象となります。

Q17. 16.0万円／kWhの蓄電池は対象となりますか。

A 対象となりますが、補助金額は、「定格容量×15.5万円」に3分の1を乗じた額までです。補助金額算出シートの記載に従って補助金額を正確に算出してください。

Q18. 交付申請した対象設備の機種等について変更したいのですが、何か手続きが必要ですか。

A 対象設備の機種や補助金の額等に変更がある場合、事業完了日（設備の引渡しと工事費及び設備費の支払いのいずれも完了した日）の前日までに変更承認申請書を提出し、津市の承認を受ける必要があります。

Q19. 事業の実施期間を交付申請書に記入した期間から30日を超えて延長したいのですが、手続きが必要ですか。

A 交付申請書に記入した事業の完了（予定）日から30日を超えて延長する場合は、事業完了日の前日までに変更承認申請書を提出し、津市の承認を受ける必要があります。

Q20. 要件である自家消費割合30%を満たさなかった場合は、どうなりますか。

A 蓄電池を設置するなどして自家消費割合を高めてください。設備の設置年度の翌年度より3年間、年間の自家消費割合の報告をしていただきますが、自家消費割合30%未達が継続する場合は、補助金を返還していただく場合があります。